# 長崎大学 ネーミングライツ事業 ガイドライン 2025

令和7年4月策定 令和7年5月更新 令和7年9月更新

# **国** 次

1.	ネーミングライツ事業の目的及び趣旨	2
2.	対象施設等	3
3.	ネーミングライツ料	_
4.	期間	? ? ?
5.	ネーミングライツ選考委員会	Q
6.	事業募集の方法	10
7.	応募資格	11
8.	愛称等の付与の条件	12
9.	審査項目及び審査ポイント	13
10.	契約の締結・更新	15
11.	愛称等の表示、使用等に伴う費用負担	16
12.	ネーミングライツパートナーの特典	17
13.	デザインガイド	18
14.	契約の解除	20
15.	リスク負担	21
16.	ネーミングライツ事業実施の流れ	22
17.	指定のフレーム	23
18.	お問い合わせ	24
	別紙 1	25
	別紙 2	26

### 1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨

ネーミングライツ事業の契約により、本学の施設等に対して法人等の名称、商標名等を冠した愛称を設定する権利(以下「命名権」という。)及び本学の施設等を利用し法人等の活動を宣伝する権利について、本学が命名権等を付与した法人等(以下「ネーミングライツパートナー」という。)から得た対価(以下「ネーミングライツ料」という。)を活用し、本学の教育研究環境の向上を図るものです。

本ガイドラインは、本事業の趣旨に賛同いただける法人等(法人、法人以外の団体又は個人事業主をいう。以下、「法人等」という。)の募集に際し、事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。本学との契約により、ネーミングライツパートナー等には、命名権及び本学の施設等を利用し法人等の活動を宣伝する権利(以下「命名権等」という。)を付与します。本学は、本学が発行する広報媒体にて、愛称等を積極的に使用することとし、ネーミングライツパートナーは、学内外での認知度を高めることが期待できます。

本学はネーミングライツの対象となった施設等の美観の維持に努めることとします。

### 【ネーミングライツパートナー】

ネーミングライツパートナーは本学との契約により本学の施設等に愛称等を設定できます。 また、本学施設及び構内に愛称等のサイン、案内看板等(以下「サイン等」という。)を設置できます。

### 【ネーミングライツの種類について】

本学のネーミングライツ事業には、次の3種類があります。

- 1)施設指定型
  - 法人等に、本学が指定した施設等全体の命名権を与えるもの
- 2)スペース指定型

法人等に、本学が指定した講義室その他の室の施設等の一部(スペース)の命名権を与える もの

3)提案指定型

法人等に、対象施設等のうちから法人等が提案により指定した施設等への広告掲示等を認めるもの(命名権は与えない)

### 2. 対象施設等

### 1)施設指定型

### ①候補施設について

候補施設は、福利施設、体育館、図書館、講義棟、実験・演習関連施設及び課外活動施設など、全体が広く共同利用される建物とし、これら以外の教育研究施設(学長が認める施設を除く)、病院(診療施設)、附属学校、管理施設、歴史的建造物、記念館等(寄附建物※)、倉庫、職員宿舎などは、原則、対象外とします。

※寄附者の許可を得たものは除く

### ②公募対象施設について

公募対象施設は、候補施設のうち当該施設等を管理する部局等からの申請に基づき、 ネーミングライツ選考委員会の審議を経て学長が指定します。

### ③公募対象施設(建物)(例)

施設	地区名	建物名称	構造	延床面積
分類		<b>当</b>	·階	(m²)
	ナ**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学生会館	RC·2	3,933
ᇶ	文教キャンパス 	学生交流プラザ	S·1	253
福利		学生プラザ	S·2	373
施設等	坂本キャンパス1	福利厚生棟	RC·2	976
	坂本キャンパス2	福利厚生施設	RC·3	662
	片淵キャンパス	福利厚生施設扶揺会館	RC·3	3,982
	文教キャンパス	総合体育館	RS·2	2,594
体育館		補助体育館	RS·2	862
	坂本キャンパス1	体育館	RS·2	2,082
	片淵キャンパス	体育館	S·1	1,087
	文教キャンパス	附属図書館本館	RC · 3-1	4,477
図書館	坂本キャンパス1	図書館医学分館	RC·2	2,696
	片淵キャンパス	図書館経済学部分館	RC · 2-1	1,758
講義棟	坂本キャンパス1	第1講義実習棟	SR·3	3,422
(単独施設)		第2講義実習棟	RS · 2-1	1,266
( <del>+</del> 34)662/	片淵キャンパス	経済学部講堂	RS·2	949
	文教キャンパス	サークルセンター1	S·2	1,254
課外		課外活動共用施設	S·2	949
活動		課外活動棟	S·2	106
施設等	坂本キャンパス1	弓道場	S·1	63
	片淵キャンパス	課外活動等共用施設	RC·3	1,235
	文教キャンパス	共用校舎2	S·2	649
	坂本キャンパス2	第1駐車場	S·1-1	1,927
その他		第2駐車場	S·3	2,395
施設		第3駐車場	S·4	4,959
		第4駐車場	S·2	2,538
	片淵キャンパス	共用校舎	S·2	599

### 備考

上記以外の施設でも、申請があればネーミングライツ選考委員会で募集の可否を審査することができる。

公募時の基準価格は部局等からの申請・協議状況に応じてネーミングライツ選考委員会にて最終決定するものとする。

### ④公募対象施設(屋外)(例)

対象	該当箇所
グラウンド	文教キャンパス、坂本キャンパス1、片淵キャンパス
テニスコート	文教キャンパス、坂本キャンパス1、片淵キャンパス
プール	文教キャンパス
交流スペース	文教キャンパス(キャンパスモール)、坂本キャンパス1(福利厚生棟南側広場)
構内道路	文教キャンパス、坂本キャンパス1、片淵キャンパス
備考	上記以外の施設でも、申請があればネーミングライツ選考委員会で募集の可否を審査することができる。 公募時の基準価格は部局等からの申請・協議状況に応じてネーミングライツ選考委員会にて最終決定するものとする。

### ⑤銘板等の掲示について

銘板等を掲示することができます。内容や掲示方法等については、周辺環境の景観等を考慮 のうえ決定します。

#### ⑥ネーミングライツ料

ネーミングライツ料の基準価格(目安額)はホームページ等に記載します。なお、銘板等の設置 費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

#### 2)スペース指定型

#### ①候補スペースについて

候補スペースは、福利厚生スペース、体育活動スペース、図書関係スペース、セミナー室、実験関連諸室、会議室、談話室、ラウンジ・ロビー、交流スペースなど、広く共同利用されるスペースとし、部局長室、応接室、教員室、研究室、歴史的建造物、記念館等(寄附建物※)、病院(病室、診察室、処置室、医療行為を行う室等)、附属学校、管理関係 諸室、倉庫、便所、設備室など、教育研究スペース(講義室、実験・演習関連諸室及び学長が認める諸室を除く)や管理施設などは、原則、対象外とします。 ※寄附者の許可を得たものは除く

#### ②対象スペースについて

公募対象スペースは、候補施設のうち当該施設等を管理する部局等からの申請に基づき、ネーミングライツ選考委員会の審議を経て学長が指定します。

### ③公募対象スペース(例)

建物	対象スペース
【福利施設】 ・学生会館 ・学生交流プラザ ・学生プラザ ・ 福利厚生棟 ・ 福利厚生施設 ・ 福利厚生施設扶揺会館	ホール,集会室,研修室,ラウンジ,談話室 など ※生協の営業スペースは除
【体育施設】 ・総合体育館(文教キャンパス) ・補助体育館(文教キャンパス) ・体育館(坂本キャンパス1) ・体育館(片淵キャンパス)	体育室、メインフロア、武道場、サブフロア、トレーニング室、共用室 など
【図書施設】 ·附属図書館本館 ·図書館医学分館 ·図書館経済学部分館	ギャラリー, ラーニングコモンズ, グループ学習室, リフレッシュルーム, メディアルーム, グループ学習室, ラウンジ, 多目的室, 実習室, 講義室, パソコン室, セミナー室 など
【課外活動施設】 ・サークルセンター1 ・課外活動共用施設 ・課外活動棟 ・課外活動等共用施設	部室, 音楽練習室, ミーティングルーム, 研修室, 共用会議室, 談話室, 制作室 など
【その他の施設】 ・共用校舎2 ・共用校舎 ・各学部の建物 ・各センターの建物 ・総合研究棟	サークル室、演習室、多目的室、セミナー室、会議室、ミーティング室、ゼミ室、実習室、実験室、演習室、実習・演習を伴う研修室、講義室、ラボ、資料室、ICTルーム、機器室、解析室、図書資料室、交流室、シミュレーター室、書庫、自習室、談話室、スタディールーム、リフレッシュルーム(コーナー)、ロビー、ラウンジなど、共用スペース、支援施設(事務部門)等は含まない
備考	上記以外の施設でも、申請があればネーミングライツ選考 委員会で募集の可否を審査することができる。 公募時の基準価格は部局等からの申請・協議状況に応じ てネーミングライツ選考委員会にて最終決定するものとす る。

### ④室名札等の掲示について

室名札等を掲示することができます。内容や掲示方法等については、周辺環境等を考慮のう え決定します。

### ⑤ネーミングライツ料

ネーミングライツ料の基準価格(目安額)はホームページ等に記載します。なお、室名札等の設置費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

### 3)提案指定型

①広告掲示等について

原則、本学が指定したサイズの広告物を掲示することができます。対象は「1)施設指定型

- ①候補施設について」で示す施設としますが、内容や掲示方法等については、周辺環境の景観等を考慮のうえ決定します。
- ②ネーミングライツ料

ネーミングライツ料の基準価格は下記のとおりとし、ネーミングライツパートナーにて本学指定のフレームにて掲示を行います。

※フレーム代および取付施工費はネーミングライツパートナーの負担とします。

パネルサイズ	基準価格(1か月)※消費税別
大学正面横看板(115cm×160cm程度)	10万円
O. 5㎡(A1版)以下	4万円
0. 25㎡(A2版)以下	2万円

※上記以外のパネルサイズについても協議できるものとします。

### ③デジタルサイネージについて

デジタルサイネージに関しては、設置場所や稼働時間等を考慮して、個別にサイズ及び基準 価格を定めるものとします。

# 3. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、施設等の特性、広さ等、その他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに 決定するものとします。

ネーミングライツ料の収入割合は、原則、対象部局(病院以外):本部=9:1とします。

病院は別に定めるものとします。

ネーミングライツパートナーは、原則、年度ごとに、指定期日までに本学にネーミングライツ料を納入するものとします。

# 4. 期間

契約期間は、「施設指定型」「スペース指定型」は原則5年以上10年以下、「提案指定型」は原則6か月以上5年以下とし、個別の契約ごとに定めます。

### 5. ネーミングライツ選考委員会

ネーミングライツ事業に係る審議を行うため、長崎大学ネーミングライツ選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

- 1)選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - ①対象施設等の選定その他ネーミングライツ事業の実施に必要な事項
  - ②命名権者等の公募に必要な募集要項の策定に関する事項
  - ③命名権者等の選考(別称等、命名権料、契約期間、その他の項目を含む。)に関する事項
- 2) 選考委員会は次に掲げる委員で組織する。ただし、1) ②及び③に掲げる事項を 審議するときは、対象施設の関係部局等の長を委員に加えるものとする。
  - ①理事(財務・施設担当)
  - ②理事(広報·基金担当)
  - ③広報戦略本部長
  - 4)政策企画部長
  - ⑤施設部長
  - ⑥その他委員長が必要と認めた者
- 3)選考委員会に委員長を置き、2)①の委員をもって充てる。
- 4)2)⑥の委員は、委員長が任命する。任期は2年とし、再任は妨げない。
- 5)委員長は、選考委員会を主宰する。
- 6)選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 7)選考委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### 6. 事業募集の方法

ネーミングライツ事業の実施に当たっては、原則として公募によるものとします。

「施設指定型」及び「スペース指定型」の公募の実施は、実施部局等の長からの申請に基づき、選 考委員会の審議を経て、学長が決定します。そして、選考委員会において当該事業ごとに策定する 募集要項により実施します。

「提案指定型」の公募は、全学共通の募集要項により実施し、法人等からの申込みごとに採否を決定します。

- 1)「施設指定型」「スペース指定型」
  - ①候補施設(公募対象となる可能性のある施設)を学外に公表(HP等)
  - ②法人等からの提案、ヒアリング等
  - ③部局等の長よりネーミングライツ事業実施について学長へ申請(別紙1)
  - ④学長から依頼を受けた選考委員会において申請内容、公募実施の可否、公募内容(募集要項等)を審議
  - ⑤選考委員会から学長へ審議結果を報告
  - ⑥学長により公募決定
  - ⑦公募開始(企画競争入札)
  - ⑧選考委員会においてネーミングライツパートナー(候補者)を選定し学長へ報告
  - ⑨学長がネーミングライツパートナーを決定
  - ⑩契約締結
  - ①サイン等の設置
  - ⑩愛称等の使用開始(事業開始)
- 2)「提案指定型」
  - ①候補施設を公表(募集開始)
  - ②法人等からの提案、ヒアリング等(協議・調整)
  - ③法人等から参加申込み(別紙2)
  - ④部局等の長よりネーミングライツ事業実施について学長へ申請(別紙1)
  - ⑤学長から依頼を受けた選考委員会において申請内容を審議
  - ⑥選考委員会から学長へ審議結果を報告
  - ⑦学長によりネーミングライツパートナーを決定
  - 8契約締結
  - ⑨広告等の設置
  - 10事業開始
  - 注)上記⑤及び⑥は、原則省略とし、必要に応じて実施。

### 7. 応募資格

ネーミングライツパートナーは本学とネーミングライツ実施契約を希望する事業者等です。ただし、 次のいずれかに該当するものは、応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題をおこしているもの
- ④ 暴力団(暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 消費者金融業及び事業者金融業
- ⑥ 賭け事に係わる業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づ 〈更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ① その他ネーミングライツを実施する事業者として適当でないと認められるもの

### 8. 愛称等の付与の条件

命名する愛称等(愛称及び広告掲示等の内容をいう。以下同じ。)は施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、愛称として用いることができません。

- ①法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ⑤社会問題についての主義主張のあるもの
- ⑥公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑧青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑨たばこの広告や喫煙を促すもの
- ⑩美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑪その他別称等として適当でないと学長が認めるもの

# 9. 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに、本学が設置するネーミングライツ選定委員会において、応募資格、愛称 等、応募の趣旨、ネーミングライツ料、契約期間等を基に総合的に判断します。また、応募者の多寡 に関わらず採用とならない場合もあります。

### ◆資格要件及び選考基準

・施設指定型、スペース指定型

審査項目		要件、基準等	判断等
資	応募の趣旨	・応募要件を満たしているか	適∙否
格要件	別称等(デザイン を含む)	<ul><li>・大学構成員、地域住民に受け入れられるか (親しみやすさ等)。</li><li>・施設のイメージを損なうおそれがないか等</li></ul>	適∙否
選考基準	ネーミングライツ 料	・財政的な観点から高額なほど高評価とする。	金額
	契約期間	・5年以上10年以下であるか ・別称等として定着させる観点から期間が長い ほど高評価とする。	年数
判定	資格要件や選考基準を勘案し、総合的に判断する。		順位

### •提案指定型

審査項目		要件、基準等	判断等
	資格	・応募要件を満たしているか	適∙否
│ 資格 要件 一	内容	<ul><li>・学生、教職員に受け入れられるか</li><li>・施設等にふさわしい内容であるか</li><li>・条件等を満たしているか</li></ul>	適∙否
	応募の趣旨	・事業の趣旨に沿っているか	適∙否
選考基	ネーミングライツ 料	・基準価格の水準に達しているか ・財政的な観点から高額なほど高評価とする。	適∙否
準	契約期間	<ul><li>6か月~5年であるか</li></ul>	適∙否
判定			

ネーミングライツ事業申込書の「愛称案」は参考とさせていただき、契約時に別途協議して決定します。

### ※提出書類(別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。)

- ① ネーミングライツパートナー申請書(別紙2)
- ② 法人等の概要を記載した書類(会社概要など)
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書(発行3ヶ月以内のもの)
- (5) 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類(納税証明書など)
- ⑦ デザイン・寸法及び配置がわかる書類等
- ⑧ その他募集要項において必要とする書類

# 10. 契約の締結・更新

本学は、命名権等の決定を通知した法人等とネーミングライツ(命名権)の契約を締結します。なお、ネーミングライツパートナーは当該施設等の契約更新に際して優先的に交渉をすることができます。ただし、契約更新後の期間については5年を原則とし、最初の更新時より5年を経過する場合は、改めて公募する等を含め、ネーミングライツ選考委員会審議を経て手続きを行います。

## 11. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費(通信費や光熱水料等を含む)、命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします(ネーミングライツ料とは別に負担願います)。
- ②台風等災害における屋外のサイン等の被害について、賠償、修復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- ③ 愛称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

### 12. ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸 することはできません。

- ① ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン及びマガジンラック (「施設指定型」「スペース指定型」)等を設置できます。サイン等の内容(デザイン、大きさ)、設置 場所及び設置方法等は本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツパートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツパートナーは、本学のネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

### 13. デザインガイド

ネーミングライツ事業によるサイン等の設置については、本学の良好な景観の保護のため、次のように定めます。

### ① 共通

- 背景や周辺環境に配慮した、建物と一体感のある形状、素材、色彩、規模とします。
- ・色彩は、周辺の環境や樹木等の色彩を乱さないものとします。
- ・施設等の正式名称と愛称等で混乱を生じることがないように、ネーミングライツ事業によるサイン等の設置は、既存サイン等から充分に離隔させた位置とします。
  - 安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう、原則確実に固定等を行うこととします。

### ② 屋外サイン等 ※

- ・対象施設等部分の外壁1面の面積に対して、サイン等の合計面積は5%以内を目安とし審査し 決定します。なお、対象施設等部分の外壁1面の面積とは、対象として選定した居室等に接す る外壁部分の面積とします。
  - ・窓面・窓内のサイン等は、建物の低層部(2階程度)までの表示とします。
- ・歩行者、自転車・自動車運転者等の視界を妨げるため、立て看板、突出サイン等は禁止とします。
- ・電照サイン等を設置する場合は、高輝度にならないようにし、まとまりのある美しい夜間景観になるよう配慮します。
- ・公道から見えるサイン、広告等については長崎市の景観条例で定められている許可基準によります。
- ③ 屋内(内壁・柱等)サイン等 ※
- ・対象施設等の内壁(対象施設を囲む壁面をいい、対象施設内部にある壁や柱などを除く)の総面積に対して、サイン等の合計面積は3%以内を目安とし審査し決定します。
- ・建物全体や他の空間と合わせた範囲がネーミングライツの範囲と認知されないようにすることと します。
- ・講義室内の前面壁へのサイン等の掲載は不可とします。また、試験等を行う講義室においては、 掲示ができるサインは、法人名、法人名の商標、愛称等とします(試験等を行う際には、一次的に サイン等を隠すことがあります。)。

### 4 屋内広告等

- ・「提案指定型」の広告については、本学が指定したフレーム(参考資料参照)により掲示を行い、 他の掲示物を含め室内の統一感を保ちます。フレームカラーは協議によります。
  - 広告の内容は、大学の運営に支障を及ぼさないものとします。

#### ⑤ マガジンラック等の設置

・「施設指定型」「スペース指定型」は、対象施設等に1ヶ所のみマガジンラックの設置を可能とします。マガジンラックには、会社概要等パンフレットの設置が可能です。ただし、ネーミングライツパートナーの直接的な営業活動(販売等)に係るものは不可とします。

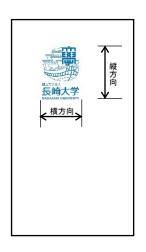
#### ⑥ その他

前述の範囲内であっても、選定委員会において、対象施設等の特性や学生及び教職員に受け 入れられるか、施設にふさわしいものとなっているか、周辺環境と調和しているか等の観点から、 不採用とすることがあります。また、本ガイドラインに記載のない事項についても提案は可能とし、 採否は選定委員会において判断します。

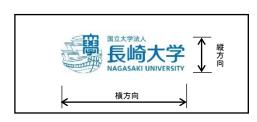
ネーミングライツ付与期間中でも、本学の基準に合致しないことが判明した場合は、本学はサイン等の変更を求めることができます。

※サイン等の外郭は、文字の背景が、設置する建物等と同色または透明である場合は文字の 最外部まで、サインの背景が、設置する建物等と異なる場合はサイン等の色の境界までとし、 矩形で囲った部分を面積とします。

※前述の面積計算は基準値であり、合理的な説明ができれば基準値を超えていても可能とします。







### 14. 契約の解除

#### 1)契約解除の要件

学長は、ネーミングライツパートナーが以下に該当するとき、ネーミングライツパートナーの決定を 取消し、又は契約を解除することができます。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、 ネーミングライツパートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は、原則、返還しないものとします。

- ① 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
- ②「7. 応募資格」に該当しなくなったとき。
- ③社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④ネーミングライツパートナーより契約解除の申し出があったとき。
- ⑤その他、学長が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき。
- ※本学の都合により契約を解除する場合は、ネーミングライツ料の返還についてネーミングライツ パートナーと協議するものとします。

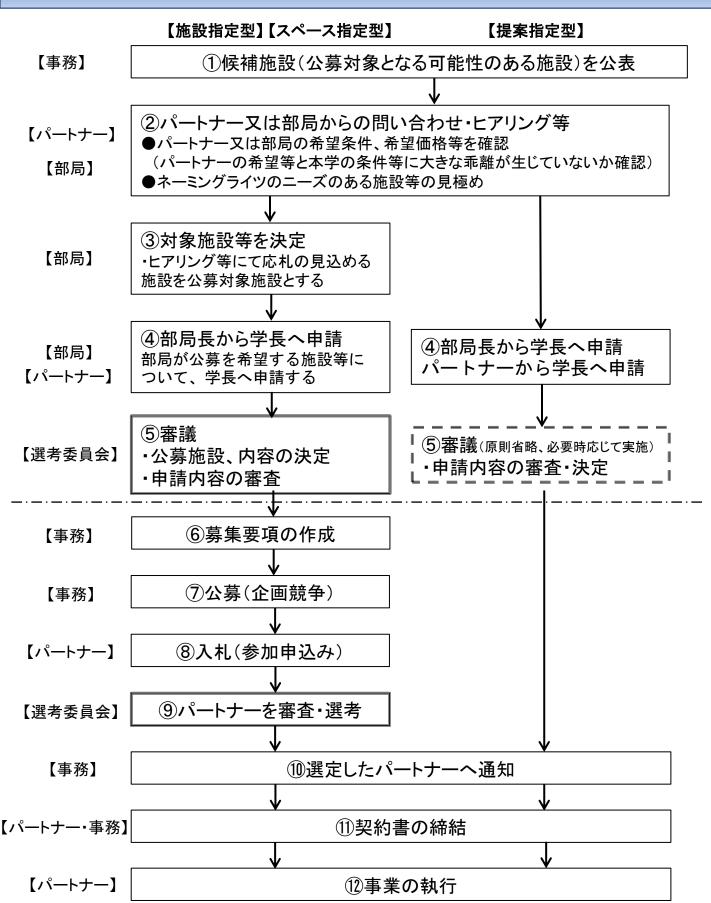
#### 2) 違約金等について

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、学長に契約の解除を申し出ることができます。この場合において、やむを得ない事由を除き、ネーミングライツパートナーは、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、原則契約残り期間の10%とし、本学とネーミングライツパートナーとの協議により、決定します。

## 15. リスクの負担

ネーミングライツパートナーは、設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合や、愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した愛称等に関する一切の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

### 16. ネーミングライツ事業実施の流れ



### ■指定フレーム

「提案指定型(屋内)」における広告掲示の際は、下記フレームにて統一する。

### ・ (株)アルテ オストレッチ 程度

### (カタログより抜粋)



◆グリーン購入法適合商品 GPN DB押載

# 18. お問い合わせ

### ■お問い合わせ

【ネーミングライツ事業の導入に向けた相談】 政策企画部 渉外課 渉外班 渉外担当 095-819-2155 nukikin@ml.nagasaki-u.ac.jp

【ネーミングライツ事業の手続きの内容に関する相談】 施設部 施設企画課 資産管理班 資産管理担当 095-819-2055 sisankanri@ml.nagasaki-u.ac.jp